

平成20年 第7回
教育委員会定例会会議録

平成20年7月8日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2261号

平成20年第7回定例会

日 時 平成20年7月8日(火) 午前9時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員	横 矢 真 理
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶 務 課 庶 務 係	常 盤 茂

「議題等」

第1 審議事項

- 1 港区立生涯学習館条例施行規則の一部改正について
- 2 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
- 3 港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正について
- 4 港区立運動場条例施行規則の一部改正について
- 5 港区立武道場条例施行規則の一部改正について
- 6 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正について
- 7 港区立校外学園使用規則の一部改正について
- 8 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について

第2 教育長報告事項

- 1 生涯学習推進課の6月事業実績と7月事業予定について
- 2 図書館・郷土資料館の6月行事实績と7月行事予定について

- 3 7月指導室事業予定について
- 4 教科書採択について

「開 会」

○澤委員長 それでは平成20年第7回港区教育委員会定例会を開会させていただきます。

今日は議会の関係で、いつもより1時間早めに開始ということになっております。

また横矢委員から所用のため欠席届が提出されております。

(午前 9時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、小島委員、よろしくお願いします。

サミットで石油の問題とか食糧の問題とかいろいろ世の中の状況が今後ガラッと変わっていく方向ですけれども、教育は国家百年の計と言われますように、常に原点に戻ってやっていきたいということを、昨日のNHKのニュースを見ながら思いました。

もう一つ、6月29日に予定されておりました、芝浦南ふ頭、運動広場公園の落成式が残念ながら大雨と風で中止になってしまっていて、佐藤課長はいろいろご尽力をいただいたのに。その後、無事開設されて皆さん利用していますか。

○生涯学習推進課長 そうですね。土日見に行ったのですけれども、子どもたちが利用していました。

○澤委員長 ありがとうございます。

第1 審議事項

1 港区立生涯学習館条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 それでは日程に入ります。日程第1、審議事項です。

まず1番、港区立生涯学習館条例施行規則の一部改正（案）について、生涯学習推進課長、よろしくお願いします。

○生涯学習推進課長 議案第33号、教育委員会議案資料の1番をご覧ください。

港区立生涯学習館条例施行規則の一部改正についてご審議をいただくものでございます。

こちらにつきましては、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいながらご説明をいたします。こちら第2条の2号関係でございますが、下段は現行でございます。心身障害者福祉団体となつてございます。改正案は上段でございますけれども、区内の障害者福祉団体ということで心身をとつてございます。心身の意味は身体障害者及び知的障害者だけを表現する文言となるため、精神を含め、全障害者をあらわす表記に改めるための改正を行うものでございます。

現在、3障害の垣根を越えた障害基本法の扱いがなされております。こういった点を受けまして規定の整備をするものでございます。

それから、この関係につきましては、後に続きます生涯学習センター条例施行規則、またスポーツの方ではスポーツセンター条例施行規則、また運動場条例施行規則、アクアフィールドです。それから武道場条例施行規則、学校屋内プールの使用に関する規則につきましても、それぞれ個人あるいは団体の運営につきまして同様の規定の改正を行っております。

また、学務課での、後ほど出てきますが、港区立校外学園使用規則の一部改正につきましても、同様の理由で、教育委員会としてあせて整備していく形になります。教育委員会が協力的に施行してやるような形になるかと思います。

次に、こちら生涯学習館条例で特有の規定の改正もございます。それは同表の6号でございますが、前5号の規定にかかわらず、条例第4条の2の規定により、利用するときは前各号に規定する申請期間の初日から利用日の1カ月前までということで、これにつきましては先日、条例の改正で日曜あるいは国民の祝日の臨時開館についてお諮りしたところでございます。利用するときは、例えば申請期間が3カ月前あるいは1カ月前、団体がこの臨時開館を申請するときには1カ月前までに教育委員会の方に提出し、その承認をするというような形の規定を追加しております。これにて、1カ月前に申請いただきますと、日曜日あるいは国民の祝日に臨時開館できる体制ができていますので、それなりの支度ができるということでございます。

この付則につきまして、この臨時開館についての申請部分につきましては、平成21年3月1日から施行することを考えております。1カ月前の利用ということで、条例では平成21年の4月1日からの施行ですので、その1カ月前の予約ができるための付則を置いています。それから障害者福祉団体に改める、この規定のところについては公布の日からということで考えてございます。予定では7月14日と聞いてございます。以上でございます。ご審議をいただき、ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

これは心身障害者という用語が、障害の中の特定の方々を指しているもので、それを広く、障害者一般の方々にも適用するという趣旨ですか。

○生涯学習推進課長 心身障害者と言った場合に、身体障害者と知的障害者を指すということになりますとそこで限定されてしまいますので、精神障害者というのは3障害を共通の障害と見ていきたいと思いますという時代ですので、これは精神を含めるために、そうすると「心身」をとることによって精神ということが入ってくるということです。

○澤委員長 そういう話ですと、一港区とか、あるいは港区のそういう生涯学習に関連したことだけではなくて、国家的な何か流れですか。

○生涯学習推進課長 基本的には障害者基本法の中の関係ですので国家的となります。法律の改正に基づくものがございます。

○澤委員長 わかりました。何かご質問等ございますか。

○小島委員 従前は精神的な障害者の方のこういういろいろな取り扱いで不都合はなかったのですか。

○生涯学習推進課長 スポーツセンターなどでは身体障害者手帳、それから知的、愛の手帳とか、そのほかに精神手帳を確認して、実際に精神障害者も広くそうやって見ておりましたので、実態はそちらではもう行っていたわけですがけれども、こちらの規定の方が遅れていたとございますので、改正するというところでございます。

○澤委員長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第33号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。議案第33号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 続きまして2番目ですけれども、佐藤課長から全般的な説明を既にもらっておりますが、港区立生涯学習センター条例施行規則の一部改正（案）について、生涯学習推進課長、よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 次に議案第34号、議案資料番号2番、港区立生涯学習センター条例施行規則の一部改正をご覧ください。

説明につきましては、先ほども言いましたとおり、心身の意味は身体障害者及び知的障害者だけを表記するものとなっているため、精神を含め、全障害者をあらわす表記に改める改正となっているものでございます。以上、港区立生涯学習館条例施行規則の一部改正と、第2条第2号の関係と同様でございます。施行は公布の日となっております。ご審議いただき、ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かご質問等ございますか。同様の趣旨ということで。

それでは採決に入ります。議案第34号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは、議案第34号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 3番目ですが、港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正（案）について、同じく生涯学習推進課長、よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 次に議案第35号、議案資料番号3番、港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正をご覧ください。

こちらにつきましては団体と個人がございまして、スポーツセンターについては2枚おめくりいただき1ページをご覧ください。第7条第3号の下段、現行では心身障害者ですが、上段の改正では心身を取り障害者としております。現実には、先ほど言いましたが、手帳で確認し手続きを行っているところです。また第8条第3号では、心身障害者福祉団体を心身を取り、障害者福祉団体としてございます。施行は公布の日となっております。ご審議いただき、ご決定くださるよう、よろ

しくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して質問のある方はどうぞ。

○五味原委員 この第8条の3、この最後のところ、旧は区に登録した団体と限定されているのですが、改正の方ではこの部分がなくなっているのですが、これはどういうことですか。

○生涯学習推進課長 失礼しました。今区に登録という形にはなってございませんので、そこが必要ないということでとってございます。

○小島委員 特に登録を求める意味がないのでしょうか。

○生涯学習推進課長 ないのです。申しわけございません。抜けていました。

○澤委員長 書いてあるということは、登録されている団体という意味ですね。

○小島委員 意味が逆になってしまっています。別に登録をしなくてもよいでしょうということではずしたのではないのですか。

○教育長 ですから、従前はこれこのように書いてあるということは登録が必要であった。そういう事実があったのではないのですか。それをちょっと説明してください。

○生涯学習推進課長 区の方に届け出ているというのがあったのが、今はそういうことではないことになります。

○五味原委員 そのようでは、なし崩しになくしたみたいな感じです。

○生涯学習推進課長 区に登録は、前は、教育長がおっしゃるようなにあったかと思うのですが、現在はないという形で、これはとるという形になろうかと思います。

○教育長 事実としては、これはちゃんと調べてもらいたいものだけれども、登録というのは何か書類か何かを書いて、そして我々はこの団体でありますということを届け出ることです。そういう義務があるときに登録はするわけです。それで「わかりました」ということで認められるのです。それで登録となるのです。でも、そういう必要はもうなくなったということなのでしょうけれども、もともとがそういうことをやっていなかったのかもしれない。

○澤委員長 団体というのは、何か許可が必要があるのではないですか。

○教育長 登録ですからね。

○澤委員長 勝手に団体をつくってというのも何かおかしい話になります。例えば区が認める必要はないけれども、どこかほかが認めていれば、そういう団体であれば、わざわざ区に登録しなくてもいいというような話なのか。

○五味原委員 そういう意味でいくと、私が質問した意味は、これ文言が上で消えています、新しい規則では。そういうことは、今まではこの規則に基づいて何らされてなかったのではないですかということになるのではありませんかというのが私の質問なのです。

○澤委員長 佐藤課長、その辺はどうなのですか。

○五味原委員 おわかりいただけましたか、課長、趣旨。

○生涯学習推進課長 ほかの規定では、もう既に障害者団体のリストがあって、そこは認知されている団体として、この団体であれば区が認めている団体ということです。そういう意味では登録という形ではなくて、区が指定している団体という扱いをしています。区長が認める団体というよう

な形になります。

○小島委員 実質的にもこういう団体であれば、何も教育委員会なり何なりに登録などしなくてもいいのではないかという背景があるわけでしょう。ですからはずしたということですか。今までの運用はちょっと別として。

○澤委員長 ではほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第35号につきまして、原案どおり可決することによろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。議案第35号について原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区立運動場条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 4番目ですけれども、港区立運動場条例施行規則の一部改正(案)について、生涯学習推進課長、よろしくお願いします。

○生涯学習推進課長 次に議案第36号、議案資料番号4番をご覧ください。

港区立運動場条例施行規則の一部改正でございます。こちら2枚おめくりいただきまして1ページをご覧ください。こちらはアクアフィールドの部分でございます。第5条第3号3項第2号の下段の現行では心身障害者ですが、上段の改正では心身を取り障害者としています。施行の日は公布の日ということになっております。ご審議いただき、ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。同じ趣旨での改正ですけれどもよろしゅうございますか。

○教育長 アクアフィールドのオープンが、平成19年ですから、今年度で2期目ですが、どうですか、状況は。

○生涯学習推進課長 オープンしまして、前は大体4万ぐらいの人数で推移していたのですが、19年度は、大体4万5,000人の利用です、利用が。かなり人気があると思っております。新しくなしまして、皆さん、楽しまれています。

○澤委員長 冬場と夏場で両方活用できるということで、非常に効率いいですね。

○五味原委員 どのぐらい日にちがかかるのですか、切りかえに。

○生涯学習推進課長 切り替えは2週間近く、10日から2週間の間でやるという形です。

○小島委員 どちらの交換の方が時間がよりかかるのですか。プールからフットサルに、フットサルからプールに。

○生涯学習推進課長 フットサルからプールが約2週間というような形になります。

○五味原委員 フットサルからプールの方が時間がかかる。

○教育長 清掃は、やはりプールの方が時間がかかるですね。

前にもこのアクアフィールドが開設する前に、生涯学習推進課の方からの説明があったときに、切りかえの話題が出ました。去年はプールからフットサルの切りかえがあって、今回はフットサル

からプール。これで一巡したのですよね。その状況をよく見てもらって、区民ができるだけ長く使用ができるようにするために、やはりそれは常に検討してもらって、開設期間、日数というのがふやせることができるように工夫してもらいたいと思います。その辺どうですか。

○生涯学習推進課長 その切りかえの工程が初めてということもありましたので2週間程度とってございました。やはり思わぬことがいろいろあって、フットサルで飛び上がって落ちたときのショックで下の板が割れたり、穴があいていたりしたところの整備とか、多少やはり時間をかけてやることがあったように聞いています。そういうことがだんだんなくなって、切りかえがスムーズになっていけば、2週間とは言わずに10日程度とかそういうふうに努力はしていきたいです。区民の皆さんが楽しみにしているのです、なるべく休んでいる時間を少なくするような努力をしていこうと思います。

○澤委員長 年間で、図書館ですら数日公開日をふやすということが非常に重要になってきているので、港区というこういう地価の高いところで、1日でも2日でも区民に開放できる日数をふやすということはすごく大事なことなのだと思います。

○教育長 私は考え方だと思います。例えばもうはなから2週間ですと言われると、その2週間を全部使っていろいろな点検などをやるとやはりどうしても時間がかかると思うのです。ですから、2週間を使ってやるというよりは、できるだけ早くやった結果、10日になりましたとか、1週間でできますという工夫がやはり必要なのだろう。はなから2週間とりました、20日間とりましたといってやれば、その中をまじめに丁寧にやるということになるのでしょうかけれども、その辺をやはり業者さんとも十分やはり詰めながら、できるだけやはり区民に1日でも多く開放できるような姿勢というものでやってもらいたいと思います。

○五味原委員 確かに今教育長がおっしゃるように、ある程度の期間はとって、余裕の期間もとってやらなくてはならない。初めてですから確かにオーバーすることは区民の皆さんにご迷惑をおかけするわけです。ですけれども、いかように縮めてやっていけるかというものを積み上げていく必要があるわけです。そういう意味でいくと、まず一つ、プールの仕様にしたときに、フットサルでやっている床その他、それから支柱その他は全てはずすわけですから、そのときにいかようにはずしている間に損傷がないか、それから劣化していないか、それに対して次回組み立てるときのための、良品ばかりで組み立てられるように準備していくということが大切なのではないですか。今ちょっとお話の中で、やはり飛び上がったり、損傷があったとか云々ということであると、その辺のやり方をいかように業者と打ち合わせして、毎年1日でも縮めていって、1日2日の余裕をもって十分に対応ができるように考えるべきだと思います。

私は初めからつくるものではないから、どう考えても、まだ2週間というのは長過ぎると思うのです。今回、実際に工事をやってみて実働で言ったら何日でできたのだという話だと思います。

○澤委員長 それは佐藤課長だけではなくて、課長さん方の姿勢が大事です。業者は2週間だと言えばもうそれ以上短くできますなどということは絶対に言わないと思います。

○五味原委員 民間でしたら、なるべく短くすることによって、より幾らかでも収入があるようにしようとするわけですからね。

○澤委員長 佐藤課長、すみません、そういう意味ではいろいろ貴重な区の財産をたくさん預かっているのです、どうぞよろしくお願いします。

○生涯学習推進課長 今五味原委員、教育長からご指摘ありました区民が利用できる日数をふやすという姿勢というのですか、その点により持っていくような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 こちらの方がよろしくお願いします。運動場条例の施行規則からもうちょっと大きな視点での話がいろいろ出ましたけれども、ほかによろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第36号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは議案第36号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区立武道場条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 5番目でございますけれども、同じ趣旨で、港区立武道場条例施行規則の一部改正につきまして、生涯学習推進課長、よろしくお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは次に議案第37号、議案資料番号5番、港区立武道場条例施行規則の一部改正をご覧ください。

こちらにつきましても2枚おめくりいただきまして1ページを見ていただきたいと思います。こちら第6条第4号では、心身障害者福祉団体の心身を取り障害者福祉団体としております。施行は公布の日となっております。ご審議いただき、ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。ご質問のある方はどうぞ。先ほど五味原委員がご指摘のところもとってございます。質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第37号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは議案第37号についても原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正について

○澤委員長 6番目ですけれども、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正（案）について、生涯学習推進課長、よろしくお願いします。

○生涯学習推進課長 次に議案第38号、議案資料番号6番、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正をご覧ください。

こちらは学校プールの個人利用と団体利用がございます。2枚おめくりいただきまして1ページをご覧ください。第9条第3号の下段、現行では心身障害者ですが、上段改正では心身を取り障害

者としてございます。こちら個人の方の改正でございます。

また第10条第3号では、心身障害者福祉団体の心身を取り障害者福祉団体としてございます。施行の日は公布の日となってございます。ご審議いただき、ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問等ございますか。

それでは採決に入ります。議案第38号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。議案第38号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 港区立校外学園使用規則の一部改正について

○澤委員長 続きまして7番目でございますけれども、港区立校外学園使用規則の一部改正（案）について、学務課長、よろしくお願いします。

○学務課長 議案第39号でございます。区立校外学園使用規則の一部改正についてでございます。

これはニコニコ学園の使用規則の改正でございます。2枚おめくりいただきまして、新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。第7条、これは使用料の減免にかかる部分の条項でございます。そこにあります現行、心身障害者と書いてあるものを障害者と訂正するものでございます。この規則は公布の日から施行していくということにしております。

改正の理由は、生涯学習課の所管にかかる規則の改正と同様でございます。心身障害者の表記が身体障害と知的障害者のみをあらわしており、全障害をあらわす障害者に改める必要があることから改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。今までの生涯学習推進課関連の改正と同様の趣旨ということで、ニコニコ学園の使用規則の一部改正です。何かご質問ございますか。

○小島委員 今までののは全部免除だったのですが、ここは減額または免除となっています。この改正の趣旨とは違うのですけれども、本旨から離れてしまうのですけれども、ここは何で免除にならないのですか。減額または免除にしている理由。

○学務課長 減額ということではなく、実際上は全額免除でございます。やっているのですけれども、規則上は減額または免除という形での規定がされておりますので、ここについては今回改正をしておりますが、実際上は免除です。

○澤委員長 今小島委員のご質問は、減額または免除で、実質は免除がほとんどのようでも、何かの場合に減額ということもあり得るのですか。

○学務課長 今のところ、全額免除という形でこれまでやってきております。

○教育長 それについてはちょっと検討してもらわなくてはいけないということですね。

○澤委員長 その辺、実質全てが免除であれば、今後この文言も検討していただければ。

○五味原委員 宿泊施設がある場合は、それこそ何かできるのかもしれませんがね。

○澤委員長 今回の改正の趣旨とはちょっと違います。

○小島委員 余計な質問しました。恐縮です。

○澤委員長 これ、課長、今後の課題として検討いただければと思います。

○小島委員 ほかはみな免除になって、ここだけ減額・免除なの、でちょっとお聞きしたいと思います。

○澤委員長 ほかによろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第39号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第39号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

8 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について

○澤委員長 では8番目でございますけれども、港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について、指導室長、よろしくお願いします。

○指導室長 それでは議案第40号、港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について、提案、ご説明いたします。お手元の資料を2枚めくっていただきまして、まず新旧対照表でございます。第2条の24項の項目の中に、育児休業の後、育児短時間勤務という文言を入れたものが改正後でございます。それでは少しご説明をさせていただきたいと思います。

次のページ、参考資料をご覧ください。本案につきましては、任命権者である東京都教育委員会が地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に基づきまして導入する、育児短時間勤務の承認権限につきまして、都立学校に勤務する教職員に関しまして、東京都立学校長及び副校長に委任するため、規定整備を実施いたしました。

それに伴いまして、区市町村立学校に勤務する教職員につきましても、東京都教育委員会から区市町村教育委員会に委任するという条例が、先月6月25日に都議会において可決いたしまして、それを受けまして、港区教育委員会から港区教育委員会教育長に権限を委任する規則の改正でございます。

施行は公布の日からとなります。また運用の日は、平成20年の7月1日からいたします。改正につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただくよう、お願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問等ありますか。

○小島委員 育児短時間勤務というこの内容自体がわからないので、簡単に結構です。

○指導室長 育児短時間勤務とは、職員のお子さんが小学校に入学するまで、6歳です。小学校就学の式に達するまでの子どもを養育するために、常勤職員の者、つまり働いたままいくつかある勤務の形態から選択して、希望する日あるいは時間帯に勤務することができるという制度でございます。

○小島委員 前々回だか何かありましたね、この説明。

○指導室長 具体的には、1日4時間勤務の5日間の20時間とか、あるいは1日5時間で5日間とか、それから1時間8時間の3日間勤務とか、それから1日8時間の2日あるいは不足1日4時間の1日というように、20時間から25時間ぐらいの間のみ働くことができるという形態です。

○小島委員 育児短時間勤務なのですが、バラエティにとんで5通りか何通りかあるのですけれども、実際学校の現場で、私こういうのをとりたいと言った場合に、学校の中で支障なくできるものなのか。授業や、学校の運営を支障なくできるのかどうかという。

○指導室長 取得した場合は後補充ということで、教員の場合は講師対応、それから栄養職員とか事務職員の場合は交付金という形で人を雇うような交付金が出るようになっております。現実的に1日4時間勤務で担任ができるかどうかということになりますと、かなり学校事情は厳しいという状況になります。ただ絶対にとれないという制度ではございません。

○小島委員 ただ法律で決まった以上は、承認しない場合というのはあり得るのですか。学校長に委任するわけでしょ。学校長が1日4時間などとそのようなのは運営上できないから、これは承認しませんというのはできるのですか。

○指導室長 業務がその取得することによって著しく困難な場合以外は承認しなければならないとなっています。

○小島委員 わかりました。わかりましたけれども、実際大変ですね。

○指導室長 実際としてはとれない状況になるのではないかと思います。

○五味原委員 そうすると、もし休暇を都の条件でとられた場合には、例えば週1日4時間ですか。そうすると担任はもう無理だ。そうすると補充として都からもらえるのは講師ですか。

○指導室長 年度の末まで6ヵ月以上とるということが明らかにわかっている場合は任用することができます。実際には臨時的任用教員として任用することができます。そうでない場合は必要な講師時数を措置します。

○五味原委員 講師扱いですね。途中遠慮しないでとるのならばさっさととる。責任とってもらわないとだめですね。

○澤委員長 先ほどの東京都の例ですと、最終的には都立学校長、副校長に権限がいくということで、区の場合も今は教育長に委任するというのがこの今回の改正ですよ。その次の段で、教育長からまた各学校長あるいは副校長にもう一つ先があるのですか。

○指導室長 今度は教育長から学校長、副校長に通達します。権限を委任する通達を送ります。

○澤委員長 それはもう教育長の権限で、別段こういう条例改正とは関係ないのですね。

○教育長 大変つまらない話なのですが、市区町村立学校というのが正しいのか、区市町村立学校長が正しいのか。この参考資料の中には両方使われているのですが、これはどうでもいいのか。

○指導室長 地方公共団体の市町村に区を加えて、法律上では市区町村と使っています。

○小島委員 一番下は書き直したのですか。

○指導室長 そうですね。

○澤委員長 区ですから。区を最初に持ってきた。

○教育長 私としては区市町村立にしてい。普通市区町村と言わないですね。

○指導室長 通常しゃべっているときは、私も区市町村です。

○澤委員長 市の方が確か権限を持っているのですよね。

○教育長 ではこれは統一すればいいですか。

○指導室長 権限については同レベルになりましたので、統一したいと思います。

○小島委員 先ほどの議論は、今日ではなくて前やったときにもう少し議論を深めなくてははいけない。

○澤委員長 前も確かありましたね。

○小島委員 前もよくわからない。大丈夫なのという話は出たのですよね。実際校長先生は大変ですよね。それは教育委員会も何かフォローしてあげるわけですか。自分が先ほどの講師をつけるとか、お金を申請する等は教育委員会がやるわけですか。

○指導室長 お手伝いはしますが、人を探すのは学校ということになります。

○小島委員 校長先生はまいっちゃいますね、教育委員会である程度バックアップしてやらないとできないのではないですか。

○澤委員長 では具体的にどうバックアップがいるか、加藤室長にいろいろ考えていただいて。そういう課題がありますけれども、現場は。とりあえず私どもの教育委員会に権限を委任するというこの件に関しましてよろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第40号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。議案第40号についても原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 生涯学習推進課の6月事業実績と7月事業予定について

○澤委員長 それでは日程第2です。教育長報告事項。

報告事項の1番目。生涯学習推進課の6月事業実績と7月事業予定につきまして、教育委員会資料ナンバー1でございますけれども、資料の配布をもって報告といたしたいと思っておりますけれども、佐藤課長、特に何か。

○生涯学習推進課長 それぞれスポーツセンター、それから運動場の関係の6月分ですけれども、昨年度期と比べても98%近くで同じ推移で動いておりますので、ほぼ例年並みととらえております。

○澤委員長 今4、5、6の3ヵ月は前年度並みの利用者の数で推移しているということですね。何かありますか。

○教育長 今のそういう話ですけれども、4月から麻布野球場の方ではジャイアンツアカデミーと

いう、巨人軍が運営をしている幼稚園から小学生の高学年ぐらいまで、週1回使用ですか。

○生涯学習推進課長 毎週火曜日に開催しています。

○教育長 火曜日やっていて、私その開校のときに1回見に行ったのですがけれども、親御さんたちが大勢ビデオカメラやカメラを構えてもう取り巻いて写していました。プロのコーチが教えています。これは麻布球場でやっているのですがけれども、あれは何人ぐらい。100人ぐらいなのだと思います。100人が1ヵ月やれば四、五百人クラスになるのではないかと私は思います。その辺どうですか。

○生涯学習推進課長 6月、トータルでは昨年と同様なのですが、麻布運動場については120%ぐらいふえているとデータ的には出ています。

○澤委員長 子どもたちが100人近くいるのですか。

○教育長 その活動の内容的なことは何か見に行くとらえていますか。

○生涯学習推進課長 特にこれだということは見ていません。ただ事前にそちらのジャイアンツアカデミーの事務局の方のお話では、やはり子どもたちの指導、少年野球の団体からこちらの方、要はチームから引っこ抜くとかそういうことではなくて、その基本的に子どもたちがどうやったら伸びるかといったところを考えながら教えています。ですからチームに帰ってまたその子たちが伸びていくという教え方をしています。そういうことなので、ありがたい話です。

○澤委員長 野球の啓蒙活動というか、普及活動ですね。

○教育長 ジャイアンツアカデミーというのは港区だけではなくて、文京区にあったりとか、杉並区にあたりとか、江東区でやって、全部で今10ぐらいできています。港区でも始めたのですがけれども、ドームで開校式が4月にあつて。私招待されて行ってきたのですがけれども、オール麻布という少年野球チームがあるのですがけれども、オール麻布の新6年生が誓いの言葉というのですか、それを言ってくれて、大変しっかりとした誓いの言葉というか、挨拶をしてもらって、私は大変うれしかったです。いい機会ではないかと思います。

○五味原委員 その麻布グラウンドの使用に関しては、特別な便宜をはかっているのですか。

○生涯学習推進課長 一応その事業費をとってやっている教室なので、使用料については特に免除というのはありません。

○五味原委員 時間帯をね。例えば通常でしたら抽選とかあるわけでしょ。

○生涯学習推進課長 教育委員会もバックアップしている部分がございますので、その部分については毎週火曜日に定期的な利用について、教育委員会でおさえるような形をさせていただいています。ただ使用料については、先ほど言ったように減免措置はとっておりません。

○澤委員長 よろしゅうございますか。なかなか興味深い活動が区内で行われているということで、ありがとうございました。

2 図書館・郷土資料館の6月行事実績と7月行事予定について

○澤委員長 それでは2番目です。図書館・郷土資料館の6月行事実績と7月行事予定についてということで、教育委員会資料のナンバー2でございます。これも資料の配布をもって報告すること

とさせていただきます。特に森課長、何かありますか。

○図書・文化財課長 前回の委員会のときにもお話をさせていただきましたが、港シネクラブというところで水野晴夫さんがずうっと映画評論を解説していただいてやっていた会が6月28日の土曜日にございまして、会場にいらした方に一応水野さんの訃報をご報告して、解説がもういただけないということでご報告をさせていただきました。会場からは惜しむ声が多くて、非常に楽しみに毎回来ていたという方もいらっちゃって、非常に残念だという声がありました。今回、この後水野さんが選んだ映画がまだ4回ほど上映するものがございます。ですので、その映画は水野さんに選んでいただいたということで、継続して今年度は上映させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。図書館の行事の中では定番だったですね。もう随分長いこと。

○図書・文化財課長 平成6年からということでございますので、14年間。

○澤委員長 この席を借りて、ご冥福をお祈りいたしたいと思います。本当に長年ありがとうございます。ほかに何かご質問等ございますか。

このごろおはなし会もこの間五味原委員が言われたように、なかなか集まりもよくなりました。では森課長、またよろしくをお願いします。ありがとうございます。

3 7月指導室事業予定について

○澤委員長 それでは3番目です。7月指導室事業予定につきまして、この件につきまして資料ナンバー3になりますけれども、資料の配布で報告とさせていただきます。加藤室長何か。

○指導室長 特にはございません。

○教育長 特にはないという話ですけれども、教員研修大学講座は、提携大学がふえたとちょっと聞いていたのですけれども。その辺ちょっと説明をしていただきたい。

○指導室長 昨年度は六大学ということでございましたけれども、今年度1大学、7番の東北福祉大学を追加しまして、特別支援教育を中心に5講座開設という予定を立ててございます。以上です。

○小島委員 この東北福祉大学というのは、東北福祉大学へ先生方がいらっしゃるのですか、それとも来てもらうのですか。

○指導室長 説明が足りなくて申しわけありませんでした。この大学は、東北ですので、教育センターで開設をして、研修会を開催いたします。以上です。

○教育長 そういうことは、東北福祉大学の先生が来てくれるということですか。これだけの大学と提携して、こういう講座をやっている区は少ないのではないのでしょうか。自慢していい。

○指導室長 他区市都道府県含めて、これだけの数と大学の講座を開設するというのは多分ないと思います。ですから、学校の先生方は大変恵まれた研修の機会を与えられているのでぜひたくさんの方に来てほしいと願っております。ちなみに平成19年度は294名の参加ということでした。ですので、今年度はぜひ多くの参加を求めたいと思っています。以上です。

○教育長 約半数ぐらいですか、幼小中を合わせて、291というと。

○指導室長 294。もうちょっと多いです。

○澤委員長 それと私、日程を忘れましたが、中学校の説明会は、学務課ですか、今週の土曜日ですか。

○学務課長 12日の土曜日、10時からです。

○澤委員長 それは学務課の範疇でした。もしお時間があれば。

○五味原委員 海外派遣がいよいよ。21日はまだ学校。

○学務課長 終わっています。

○教育長 終わっています。海の日です。

○五味原委員 昔は25日ごろでないと休みはありませんでした。

○小島委員 昔だって21日から。そんなに勉強していたの。

○澤委員長 そうか。暮れが25日ぐらいです。よろしゅうございますか。何かございますか。

今回海外派遣は室長が小学校ですか。

○小島委員 引率。

○五味原委員 統括は行くのですか。

○指導室長 いつでも行ける体制です。パスポート持っています。

○澤委員長 本当に昨年度の子どもたちの発表会や報告書を見ると、皆さんそれぞれがそれなりのいろいろなことを経験したり、感じたりしているのがよくわかりました。

○五味原委員 前年度を見れば、教育長と室長が行っています、小中について。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

○小島委員 10年経験者の欄の講師の段で千代田区立教育研究所 教育研究専門員という方が講師なのですが、これに対応する港区の制度はあるのですか。

○指導室長 10年研ですので、新宿、千代田、中央、港と四つの区が一緒に行っている研修でございますので、千代田区立教育研究所ということで、本区で言うと教育センターです。

○小島委員 教育センターですか。するとこの教育研究専門員というのは、本区で言うと教育センターの皆さん、元校長先生とか元園長先生と言った、それと対応しているのですか。

ちなみに当区では何と呼んでいるのですか。

○指導室長 研究相談員と言っております。

○小島委員 研究専門員の方がいいです。

○教育長 検討していただきましょう。

○小島委員 千代田区はうちよりいいのをやっているのかと一瞬思ってしまった。実際は同じだと。

○澤委員長 そういう意味では、本区も教育センターがいよいよ新たになるということなので、その辺も含めて、室長にいろいろ具体的なことを検討していただくということでよろしくお願いします。ほかによろしゅうございますか。

4 教科書採択について

○澤委員長 それでは、報告事項の4番目。教科書採択につきまして、指導室長、よろしくお願いします。

○指導室長 それでは平成21年度区立小学校使用教科書採択についてご報告いたします。本日は採択ということではなくて、これまでの経過についてと、それから次回の説明をさせていただきたいと思います。

平成21年度区立小学校使用教科書の採択にあたりましては、去る5月20日に保護者代表3人を含む教科書選定研究委員会を発足しました。同時に、各学校から意見を吸い上げるとともに、その吸い上げた資料をもとに各教科、種目ごとの調査研究委員会を発足し、同委員会で検討し、作成された調査資料をもとに、6月26日最終的に選定研究委員会において検討した後、選定資料という形でお出ししたものでございます。お手元の資料の平成21年度区立小学校使用教科書選定資料というものがそれに当たるものでございます。これをもとに次回7月22日に各教科、種目ごとにご採択をお願いしたいと思います。

なお、今回は教科書の内容が変わっておりませんので、従来教科書採択の際に行ってきました種目ごとの教科書内容についての説明は今年度は割愛をさせていただきます。一部の種目におきまして選定資料の記載内容に追加事項はございますが、基本的に前回の採択の際の選定資料と同様の内容で作成されております。次回の教育委員会におきましてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料なのですが、最初が発行教科種目ごとの発行数、発行者数です。それから最終的な選定資料になります。それからその元の前段階での調査研究資料教科ごとに種目ごとになります。そのほか、採択要綱、採択の細目、そして前回の教育委員会の会議録を参考としておつけしております。さらに、各学校から上がってきました研究報告書の写しをお手元に資料としてお配りさせていただいたところです。次回、選定資料をもとに一つずつご採択いただければと思います。本日は、これまでの経過と次回の予定についての説明だけにさせていただきたいと思います。

それから、特別支援学級の教科書採択についてでございますけれども、既にご説明させていただいたかと思いますが、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法付則第9条に定める教科用図書。つまり文部科学省の検定を得た教科書及び文部科学省が著作した教科書以外の一般図書を教科用図書を使用することができるようになっています。かつては107条本と言われたものです。これらの教科用図書につきましては、毎年度異なる教科書を採択することになっております。今回実施要領に基づきまして、特別支援学級で使用する教科用図書調査研究要領に基づきまして、児童・生徒の状況に見合った図書を特別支援学級ごとに調査研究を行いました。現在、各学級から報告がありました調査資料を事務局においてまとめているところでございます。これも小学校使用教科書同様、次回の教育委員会におきましてご採択をお願いしたいと思います。

なお、調査資料につきましては関係資料とともに、次回教育委員会開催前に各委員の先生方の皆様にお送りさせていただきたいと思います。以上、簡単ですが、経過と次回お願いすることについてご報告させていただきました。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。今回の教科書採択につきまして、経緯等の説明をしてもらいましたが、何かございますか。

次回に採択をするという日程になっております。

○五味原委員 この各小学校から出てきている研究報告というのは、今まではなく、教科ごとに研

研究会がした報告を受けていただけたと思います。今回は個々の全小学校から出てきているのですけれども、これは何か特別な意味があるのですか。

○指導室長 基本的には調査研究委員会から出てきた資料をもとに選定委員会でこういう選定資料にしようということで教育委員会にご報告させていただいたものですので、それ以前の資料はお出ししていなかったのだと思います。ただ原則は、各学校からも調査研究をしていただいておりますので、その調査研究を踏まえて教科ごとに、調査研究を行っています。つまり、学校の資料はこうで、学校からはこういう意見が出ているけれども、ではこれはどうしようかということを経験しているのが、教科の方の調査です。選定資料は、さらにそれをまとめたものをつくっていたかと思います。今回は全て公開の原則ということで、委員の先生には全て知っていただく。特に今回の場合は学校で使ったものがどうかという意見が大事でございますので、あえて写しを配布させていただきました。

○五味原委員 理解いたしました。

○澤委員長 前の選定日程の説明ときにも、基本的には教科書の内容は変わらない予定とありました。教科書の内容は変わっていないということで、各学校からの特別の理由がない限り、本区も教科書を変えるかどうかという、変えなくてもよいかとは思っています。また各学校が今の教科書についてどういう意見を持っているのかということは非常に貴重な資料で、それを教育委員会の中だけにおさめておくのか、私はもっと広く、次の教科書の改善のために公開できるものは公開した方がよいのではないかなというような、個人的にそう思っています。それは皆さんがまた今日室長からもらった資料を見ていただいて、ご意見をお願いします。

○五味原委員 今見ていると、かなり学校ごとに温度差があるという気がしました。それでちょっと伺ったのです。

○澤委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。私ども委員が、次回までにいろいろ学習しなければいけないかと思っています。

ほかによろしゅうございますか。

野澤課長、改修等は順調にいつていますか。

○学校施設計画担当課長 順調に進んでおります。

6月の末ですけれども、文教常任委員会の方でちょっと港南小学校と芝浦小学校をまとめて説明をしたスライドと言いますか、これがあります。議事日程のすいているときを見はからって、説明差し上げようかと思っています。ビジュアルの部分。

○澤委員長 ぜひともよろしくをお願いします。

ほかによろしゅうございますか。

「閉 会」

○澤委員長 それでは以上をもって閉会といたします。次回は7月22日火曜日午前10時からの予定です。ありがとうございました。

(午前10時11分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小島 洋祐